

株 主 各 位

東京都中央区京橋二丁目6番13号
(本社事務所)
東京都千代田区神田須田町一丁目24番
株式会社アルバイトタイムス
代表取締役社長 垣内 康 晴

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年5月28日(月曜日)午後6時までにご到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年5月29日(火曜日)午後2時
 2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 3階 龍田
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第39期(自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第39期(自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 添付書類及び株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.atimes.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成23年3月1日
至 平成24年2月29日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるものの、サプライチェーンの立て直し等を背景に緩やかながらも景気を持ち直し傾向が見られました。しかしながら、原子力災害の影響等に加え、欧州の政府債務危機を背景とした海外景気の下振れ等、景気が下振れするリスクが存在していることから、国内景気は依然として厳しい状況にあります。

雇用情勢については東日本大震災の影響から持ち直しの動きに足踏みが見られたものの、緩やかながら回復傾向にありました。

このような状況において当社グループでは、戦略地域である静岡県において強固な事業基盤を確立するために、主力商品である『DOMO（ドモ）』、『DOMO NET（ドモネット）』の提供で培った顧客・流通網・読者・ユーザーといった資産を有効活用し、既存顧客向けに従来の求人広告に加え、SP広告を提供する等、地域に密着した展開を積極的に推進してまいりました。

静岡県内においては、県内企業と求職者との雇用のミスマッチを改善するため、県内及び首都圏地域での事業資産を活かし、行政や大学等との連携を強化することで、求人広告にとどまらず、より拡大した人材サービス展開に取り組んでまいりました。

その取組みとして当社では、雇用のミスマッチを改善することが就職率向上に貢献すると考え、県から「キャリアコンサルタント養成事業」を受託し、失業者及び新規学卒者等の就労支援を行う専門家のキャリアコンサルタントを養成してまいりました。

加えて、求職者等への就職支援、人材不足等に悩む県内中小企業に向けた人材確保支援を行うため、県より「求人開拓等マッチング支援事業」に関する業務を受託し、首都圏等の大学生等を対象とした成長企業の魅力を発見するバスツアーの開催、成長企業と大学生等との人材マッチング及び大学等での成長企業説明会の開催等を実施してまいりました。

また、当社では、既存の求人情報以外のサービスの確立を目指し、食のプロによる食生活応援モバイルサイト『食らいふナビ』を運営してまいりました。本サービスでは、「共働き主婦とその家族の食生活を応援する」という趣旨のもと、その家族がより安心・安全・便利に、そして健全な食生活が実践できるよう支援し

てまいりました。しかしながら本サービスについては、当社子会社の顧客資産との連携により、より効果的な事業展開が見込めると判断し、当社による当該サイトの運営を休止し、子会社にて事業展開を推進することとしました。

以上の結果、当期における当社グループの連結業績は、売上高が3,774百万円（前期比25.5%増）となりました。売上原価は行政案件の受託による短期雇用の発生から労務費が増加したこと等により1,413百万円（同14.0%増）となりました。販売費及び一般管理費は人件費、広告・販促費等の増加により1,942百万円（同13.8%増）となりました。その結果、営業利益は418百万円（同359百万円増）、経常利益は422百万円（同357百万円増）、当期純利益は389百万円（同239百万円増）となり、大幅に増収増益を達成いたしました。

当社グループは、情報提供事業と販促支援事業を基軸として事業を運営しており、当期より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用し、「情報提供事業」、「販促支援事業」の2事業を報告セグメントとしております。

これらのセグメントは、当社グループの構成単位のうち、分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

「情報提供事業」では、当社グループの主力商品である求人情報誌『DOMO』の発行及び求人情報サイト『DOMO NET』の運営・販売、またその他に、主力商品で築いた顧客に対するSP広告の販売等から構成されています。

「販促支援事業」では、当社100%子会社である株式会社リンクが行うフリーペーパーの取次等により構成されています。

セグメント別の業績（セグメント間の内部取引消去前）については、前年同期とは適用される会計基準が異なるため、前年同期の数値については当該変更後の区分により組み替えた数値を用いております。

（情報提供事業）

情報提供事業では、戦略地域である静岡県において既存顧客向けに従来の求人広告以外の商品を提供する等、地域に密着した展開を積極的に推進したこと、また、『DOMO NET』の販売を強化する等の活動を進めてまいりました。以上の結果、情報提供事業における売上高は2,832百万円（前連結会計年度比21.1%増）、セグメント利益は972百万円（同58.7%増）となりました。

（販促支援事業）

販促支援事業では、フリーペーパーの取次において、中京・関西地域において

新規案件の獲得が順調に進みました。以上の結果、販促支援事業における売上高は663百万円（同2.3%増）、セグメント利益は97百万円（同667.8%増）となりました。

（その他事業）

その他事業では、当社グループの資産である、顧客・流通網・読者・ユーザーの活用を前提とした新商品・新サービスを構築することで、より強固な事業基盤の構築を図っております。

静岡県から緊急雇用創出事業に関する案件を受託する等、行政と連携を強化し、求人広告にとどまらない人材サービスを拡大した取組みを進めてまいりました。また、食のプロによる食生活応援モバイルサイト『食らいふナビ』を運営してまいりました。以上の結果、その他事業における売上高は301百万円（同579.1%増）、セグメント損失は70百万円（前連結会計年度は122百万円の損失）となりました。

セグメント別売上高（セグメント間の内部取引消去前）

区分	期別	第38期 （自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日）		第39期(当期) （自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）		前期比 (%)
		売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
情報提供事業		2,338	77.1	2,832	74.6	121.1
販促支援事業		649	21.4	663	17.5	102.3
その他事業		44	1.5	301	7.9	679.1
合 計		3,032	100.0	3,797	100.0	125.3

（注）情報提供事業：求人情報誌『DOMO』、求人情報サイト『DOMO NET』等、販促支援事業：フリーペーパー取次等

当社は、株主の皆様に対しては連結業績に連動した利益分配を行っていくこととし、具体的には連結当期純利益の30%を目処に配当を行う方針をとっております。

そのため、第36期（平成21年2月期）より無配が続いておりましたが、全社一丸となって収益力の回復、財務体質の改善に努め、当期においては復配する予定となりました。

今日までの株主の皆様のご理解、ご支援に対しまして厚く御礼を申し上げますとともに、引き続き格別のご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

(2) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境は、東日本大震災の影響から持ち直しの動きに足踏みがみられたものの、緩やかながら回復傾向にありました。

そのような事業環境において当社グループでは、人材サービス関連のマーケットの変化や価格・サービス競争が熾烈化する中において、商品・サービスを差別化し、求職者・顧客に支持を得る必要があると考えております。

そのため当社グループでは、当社グループの資産を有効に活用し、社会にとってより有益な情報・サービスを提供することで、地域を元気にする情報・サービスのコンテンツメーカーを目指し、より強固な事業基盤を構築することが必要であるとと考えております。

具体的な基本戦略として、「既存事業において安定的・恒常的に利益を創出すること」、「資産を有効活用した新規事業によって成長戦略を描くこと」、「当社グループの理念を根付かせ、自立した企業風土へと変革すること」を掲げ、地域における人材サービスの競争力強化、既存商品に加え新たな商品を強化することによる収益基盤の拡大、コスト競争力を強化することによる収益構造の改善、自立人材の育成や事業推進スピードの向上を図ることによる組織力の向上を目指しております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区分	期別 第36期 (平成21年2月期)	第37期 (平成22年2月期)	第38期 (平成23年2月期)	第39期(当期) (平成24年2月期)
売上高(百万円)	8,413	3,198	3,006	3,774
経常利益 又は経常(百万円) 損失(△)	△1,049	△2,093	64	422
当期純利益 又は当期純(百万円) 損失(△)	△1,330	△2,466	150	389
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	△38円86銭	△73円31銭	4円47銭	11円77銭
総資産(百万円)	6,220	3,255	3,280	3,795
純資産(百万円)	5,232	2,765	2,916	3,176
1株当たり純資産	155円54銭	82円22銭	86円70銭	99円45銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 平成20年9月1日から平成20年11月20日までの買付期間に1,000,000株の自己株式の取得をしております。平成20年12月4日に1,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合2.89%）を消却しております。この結果、消却後の発行済株式総数（自己株式を含む。）は33,637,249株となっております。

(4) 設備投資等の状況

当期中において実施いたしました設備投資等の総額は、79百万円であり、主なものは、次のとおりであります。

基幹システム改修及び入替に伴う費用 58百万円

(5) 資金調達の状況

特記すべき重要な資金調達はありません。

(6) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況（平成24年2月29日現在）

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社リンク	10百万円	100.00%	フリーペーパー取次事業

(11) 主要な事業内容（平成24年2月29日現在）

区分	主要な事業内容
情報提供事業	「DOMO(ドモ)」の編集・発行、「DOMO NET(ドモネット)」の運営・販売
販促支援事業	テイクワンボックス事業「i・pockets」の運営

(12) 主要な事業所（平成24年2月29日現在）

① 当社

名称	所在地
本店	東京都中央区京橋二丁目6番13号
本社	東京都千代田区神田須田町一丁目24番
沼津事業所	静岡県沼津市中沢田279番1号
三島事業所	静岡県三島市本町3番29号
静岡事業所	静岡県静岡市駿河区中原584番1号
浜松事業所	静岡県浜松市東区小池町1762番1号
名古屋事業所	愛知県名古屋市中区栄二丁目2番23号

② 子会社

名称	所在地
株式会社リンク	東京都中央区京橋二丁目6番13号

(13) 従業員の状況（平成24年2月29日現在）

従業員数	前期末比増減
117名	1名減

(注) 上記従業員数には、パートタイマー236名、嘱託社員23名は含まれておりません。

(14) 主要な借入先（平成24年2月29日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成24年2月29日現在）

- (1) 発行済株式の総数 31,936,974株（自己株式1,700,275株を除く。）
(2) 株主数 8,160名（前期末比 366名減）
(3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
満井義政	12,427	38.91
財団法人満井就職支援奨学財団	1,300	4.07
水元公仁	700	2.19
大阪証券金融株式会社	698	2.18
株式会社静岡銀行	432	1.35
アルバイトタイムス従業員持株会	259	0.81
静岡キャピタル株式会社	252	0.78
垣内康晴	219	0.68
株式会社ジャーナルネット	216	0.67
株式会社アドバンススタッフ	212	0.66

（注）持株比率は、自己株式（1,700,275株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成24年2月29日現在）

当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（平成24年2月29日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
垣内康晴	代表取締役社長	
堀田欣弘	取締役	株式会社リンク代表取締役社長
木幡仁一	取締役	有限会社木幡会計事務所代表取締役
杉本雄二	常勤監査役	
清水久員	監査役	清水公認会計士事務所所長
重泉良徳	監査役	シダックス株式会社常勤監査役

- (注) 1. 取締役木幡仁一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役清水久員及び重泉良徳の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役清水久員氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役木幡仁一、監査役清水久員、監査役重泉良徳の3氏を、株式会社大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 3名 66,050千円（うち社外取締役1名）

監査役 3名 13,440千円（うち社外監査役2名）

社外役員 3名 12,990千円（社外取締役1名、社外監査役2名）

- (注) 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額9,500千円（取締役2名に対して9,500千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 木幡仁一

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役木幡仁一の兼職先である有限会社木幡会計事務所は、当社と取引等はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況及び発言状況

当期中において、取締役会を21回行い、その内21回に参加しており出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社定款第31条及び会社法第427条第1項の規定により、木幡仁一氏は当社と賠償責任を限定する契約を結んでおり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

② 監査役 清水久員

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査役清水久員の兼職先である清水公認会計士事務所は、当社と取引等はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況及び発言状況

当期中において、取締役会を21回行い、その内21回に参加しており出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(b) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応

じ主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社定款第42条及び会社法第427条第1項の規定により、清水久員氏は当社と賠償責任を限定する契約を結んでおり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

③ 監査役 重泉良徳

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査役重泉良徳の兼職先であるシダックス株式会社は、当社と取引等はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(a) 取締役会への出席状況及び発言状況

当期中において、取締役会を21回行い、その内21回に参加しており出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外監査役として、毎回決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(b) 監査役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社定款第42条及び会社法第427条第1項の規定により、重泉良徳氏は当社と賠償責任を限定する契約を結んでおり、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

5. 会計監査人の状況（平成24年2月29日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬

19,800千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

22,800千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務を委託し、その対価を支払っています。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が相当と判断した場合は、監査役会の同意を得て、「会計監査人の解任又は不再任」を株主総会の付議議案とします。

同じく、監査役会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が相当と判断した場合は、「会計監査人の解任又は不再任」の議案提出を取締役会へ請求し、株主総会の付議議案とします。

その他、当該会計監査人が会社法第340条第1項の事由に該当する場合には、監査役の協議により解任します。

(5) 責任限定契約の内容

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

6. 会社の体制及び方針（平成24年2月29日現在）

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス基本方針を制定し、経営者はその精神を従業員に浸透させるべく、日頃から従業員に対して啓蒙するとともに、経営者は自ら模範となるべく法令・定款を遵守し、社会倫理及び社会的責任を強く意識した行動をとるものとする。
- ② 当社は反社会勢力に対して毅然とした態度で臨み、同勢力とは取引関係その他一切の関係を持たないものとし、その旨、コンプライアンス基本方針に規定するものとする。
- ③ チーフリスクオフィサー（CRO）たる取締役と、社外取締役及び顧問弁護士をメンバーに含めたリスクマネジメント委員会を設置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、並びにコンプライアンス上の問題点の把握に努めるものとする。
リスクマネジメント委員会は、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- ④ 役員及び従業員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかにリスクマネジメント委員会に報告するものとする。
従業員が直接コンプライアンス上の問題点を報告することを可能とする社内通報制度（ホットライン制度）を設け、その取扱いについては、社内通報規程（ホットライン制度）によるものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ① 管理部長は、以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）については、関連資料とともに保管・保存し、取締役又は監査役から閲覧の要求があった場合は、速やかに閲覧に供することができるよう管理するものとする。

ア. 株主総会議事録

イ. 取締役会議事録

ウ. 経営会議等の重要会議に関する議事録

エ. リスクマネジメント委員会議事録

オ. 稟議書

カ. 会計帳簿、計算書類及びその附属明細書

キ. 税務署その他官公署、金融商品取引所に提出した書類の写し

- ② 前項各号に定める文書の保存期間は文書保存年限表に定めるところによる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 統合リスクマネジメント基本方針に基づき、リスクマネジメント規程、リ

スクマネジメント委員会規程及び経営危機管理規程を制定し、全社横断的な統合リスクマネジメント体制を整備するものとする。

- ② 社長が任命した取締役をチーフリスクオフィサー（兼リスクマネジメント委員長）とし、社外取締役及び顧問弁護士をメンバーに含めたリスクマネジメント委員会を設置する。

リスクマネジメント委員会は、リスクマネジメント委員会規程に則り、全社横断的なリスクマネジメント体制の整備、並びにリスクマネジメント上の問題点の把握及び有事の対応を行うものとし、当社グループ全体のリスクを統括的に管理するものとする。リスクマネジメント委員会は、当社グループのリスク（カテゴリー）ごとに分科会を設置し、分科会はリスクの回避・低減・最適化等に取り組み、リスクマネジメントの状況を定期的にリスクマネジメント委員会に報告する。

万一経営危機管理規程に規定される経営危機が発生した場合は、社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し、その対応にあたる。

- ③ 内部監査部門は、当社グループのリスクマネジメントの状況を監査し、その結果を定期的にリスクマネジメント委員会、社長、取締役会及び監査役会に報告し、リスクマネジメント委員会は、問題ありと判断した場合には問題解決の必要措置又は改善策を審議の上、取締役会に上程するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則として月2回開催し、業務執行に係る重要な意思決定が迅速に行われる体制とする。
- ② 取締役会の意思決定の妥当性及び経営の効率性をチェックするため、取締役の中に当社と利害関係を有しない社外取締役を選任するものとする。
- ③ 取締役及び部門長により業務が執行される体制とし、業務執行が効率的に行われるよう職務権限と責任、意思決定とレポーティングラインについて社内規程により明確に規定するものとする。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及びグループ各社における業務の適正と効率性を確保するため、当社グループ基本理念、統合リスクマネジメント基本方針及びコンプライアンス基本方針等を共有し、当社及びグループ各社間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を整備するものとする。
- ② 当社によるグループ各社に対する経営管理については、関係会社管理規程に基づき行われるものとする。

- ③ 当社の内部監査部門は、グループ各社の内部監査を実施し、当社グループの業務における内部統制の有効性及び妥当性を確保するものとする。
内部監査部門は、グループ各社においてコンプライアンス上又は経営管理上問題ありと判断した場合には、リスクマネジメント委員会、社長、取締役会及び監査役会に報告し、必要に応じて、当社からグループ各社に対して問題解決の必要措置又は改善策の指導、実施に関するアドバイス等を行うものとする。
- (6) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
当社の現状を勘案し、当面、特定の監査役補助使用人は設置しないが、監査役又は監査役会が必要と認めた場合は、内部監査部門所属又はその他の使用人を監査役への補助にあたらせるか、直ちに監査役専任補助使用人を設置するものとする。この場合、監査役又は監査役会はあらかじめ取締役又は取締役会に通知するものとする。
- (7) **上記使用人の取締役からの独立性に関する事項**
前項の使用人の監査役補助業務遂行について、取締役及び取締役会はその独立性について、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。また、取締役及び取締役会は監査役補助業務にあたる使用人の指揮命令は監査役補助業務遂行が優先することを明確化するものとする。
- (8) **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
取締役又は使用人は、監査役会に対して、当社及びグループ各社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその結果、リスクマネジメント委員会における重要な問題の審議結果並びに社内通報システム（ホットライン）による通報状況及びその内容を報告する体制を整備するものとする。
- (9) **その他監査役への報告が実効的に行われることを確保するための体制**
監査役会と社長及び担当取締役の各々の間で定期的な意見交換会を実施するものとする。
- (10) **財務報告の信頼性を確保するための体制**
当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うものとする。また、内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとする。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,948,034	流動負債	619,257
現金及び預金	2,265,101	未払金	354,379
受取手形及び売掛金	488,716	未払法人税等	24,235
原材料及び貯蔵品	6,216	未払消費税等	48,491
繰延税金資産	149,295	賞与引当金	131,582
その他	40,004	役員賞与引当金	9,500
貸倒引当金	△1,300	その他	51,069
固定資産	847,577		
有形固定資産	663,932	負債合計	619,257
建物及び構築物	177,370	(純資産の部)	
土地	444,475	株主資本	3,176,353
建設仮勘定	18,236	資本金	455,997
その他	23,850	資本剰余金	540,425
無形固定資産	86,242	利益剰余金	2,309,903
ソフトウェア	75,606	自己株式	△129,972
その他	10,635		
投資その他の資産	97,402	純資産合計	3,176,353
敷金及び保証金	46,575		
繰延税金資産	48,078		
その他	5,813		
貸倒引当金	△3,064	負債純資産合計	3,795,611
資産合計	3,795,611		

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成23年3月1日
至 平成24年2月29日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		3,774,584
売上原価		1,413,692
売上総利益		2,360,891
販売費及び一般管理費		1,942,646
営業利益		418,244
営業外収益		
受取利息	442	
助成金収入	3,063	
その他	3,929	7,435
営業外費用		
違約金	524	
自己株式取得費用	1,259	
持分法による投資損失	958	
その他	11	2,755
経常利益		422,925
特別利益		
持分変動利益	958	958
特別損失		
固定資産除却損	463	
減損損失	19,517	
固定資産臨時償却費	78,140	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,902	
事業譲渡損	2,802	104,825
税金等調整前当期純利益		319,058
法人税、住民税及び事業税	21,158	
法人税等調整額	△92,045	△70,887
少数株主損益調整前当期純利益		389,945
当期純利益		389,945

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成23年3月1日
至 平成24年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成23年2月28日残高	455,997	540,425	1,919,957	△22	2,916,357
連結会計年度中の変動額					
当期純利益	—	—	389,945	—	389,945
自己株式の取得	—	—	—	△129,949	△129,949
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額 合計	—	—	389,945	△129,949	259,996
平成24年2月29日残高	455,997	540,425	2,309,903	△129,972	3,176,353

	純資産合計
平成23年2月28日残高	2,916,357
連結会計年度中の変動額	
当期純利益	389,945
自己株式の取得	△129,949
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)	—
連結会計年度中の変動額 合計	259,996
平成24年2月29日残高	3,176,353

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

㈱リンク

子会社は全て連結しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び関連会社の名称

関連会社がないため、該当事項はありません。

なお、当連結会計年度において、持分法適用関連会社であるモバイル求人株式会社について、議決権の所有割合が減少したため、持分法適用の範囲から除外しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券 時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 38年～50年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、

回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

4. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。

これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益がそれぞれ4,576千円減少し、税金等調整前当期純利益が8,478千円減少しております。

(2) 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

投資その他の資産の「繰延税金資産」は金額的重要性が増したため、区分掲記することとしました。なお、前連結会計年度は投資その他の資産の「その他」に3,714千円含まれております。

(連結損益計算書関係)

①前連結会計年度まで区分掲記しておりました営業外収益の「還付加算金」(当連結会計年度2千円)は金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

②当連結会計年度より「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

397,986千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 33,637,249株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成24年5月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項をつぎのとおり提案する予定であります。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年5月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	95,810千円	3円	平成24年2月29日	平成24年5月30日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

4. 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式(株)	275	1,700,000	—	1,700,275

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式取得による増加

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	53,132千円
繰越欠損金	1,216,719千円
減価償却超過額	46,698千円
その他	42,374千円
繰延税金資産小計	1,358,924千円
評価性引当額	△1,161,550千円
繰延税金資産合計	197,373千円
繰延税金資産の純額	197,373千円

平成24年2月29日現在の繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産—繰延税金資産	149,295千円
投資その他の資産—繰延税金資産	48,078千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	40.2%
(調整)	
評価性引当額の増減額	△64.5%
役員賞与損金不算入額	1.2%
交際費	0.4%
住民税均等割	0.8%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△22.2%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する連結会計年度より法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.2%から平成25年3月1日に開始する連結会計年度から平成27年3月1日以降に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.6%に、平成28年3月1日に開始する連結会計年度以降に解

消が見込まれる一時差異については35.2%となります。

なお、変更後の法定実効税率を当連結会計年度末に適用した場合の繰延税金資産及び法人税等調整額に与える影響額は軽微であります。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	99円	45銭
1株当たり当期純利益	11円	77銭

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達につきましては、内部留保による調達を基本方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社与信管理規程に従い、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。また、未払金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金計画と実績を月次で管理し、月中は適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、支払期日に合わせ、預金残高を管理することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年2月29日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,265,101	2,265,101	—
(2) 受取手形及び売掛金	488,716	488,716	—
資産計	2,753,818	2,753,818	—
(1) 未払金	354,379	354,379	—
負債計	354,379	354,379	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、

当該帳簿価額によっております。

負債

(1)未払金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内
(1)現金及び預金	2,265,101
(2)受取手形及び売掛金	488,716
資産計	2,753,818

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、平成14年9月1日付けで従来の適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ全面的に移行しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

該当事項はありません。

3. 退職給付費用の内訳

確定拠出年金掛金 14,205千円

減損損失に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
東京都品川区	食らいふナビ用ソフトウェア	ソフトウェア

当社グループは管理会計上区分している地域区分に基づき資産のグルーピングを行っております。その中でモバイルサイトとして運営しておりました「食らいふナビ」については、当社グループの連結子会社の顧客資産との連携により、より効果的な事業展開が見込めると判断し、当社による当該サイトの運営を休止し、子会社にて別途、新規に事業展開を推進することとしました。当該サイトに係る資産については売却を見込めないため、帳簿価額全額を減損損失といたしました。減損損失の内訳は以下のとおりであります。

ソフトウェア	19,517千円
計	19,517千円

資産除去債務に関する注記

当社グループは、本社及び営業拠点の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年4月6日

株式会社アルバイトタイムス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷津良明 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルバイトタイムスの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルバイトタイムス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第39期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年4月9日

株式会社アルバイトタイムス 監査役会

常勤監査役	杉 本 雄 二 ㊟
監 査 役(社外監査役)	清 水 久 員 ㊟
監 査 役(社外監査役)	重 泉 良 徳 ㊟

以 上

貸借対照表

(平成24年2月29日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,281,557	流動負債	526,139
現金及び預金	1,682,114	未払金	296,686
売掛金	421,255	未払費用	34,702
貯蔵品	1,540	未払法人税等	7,909
前払費用	19,192	未払消費税等	44,984
繰延税金資産	140,265	前受金	4,397
その他	18,189	預り金	6,509
貸倒引当金	△1,000	賞与引当金	119,449
固定資産	837,579	役員賞与引当金	9,500
有形固定資産	658,171	その他	2,000
建物	172,068	固定負債	10,000
構築物	1,409	預り敷金	10,000
工具、器具及び備品	21,981		
土地	444,475		
建設仮勘定	18,236		
無形固定資産	84,212	負債合計	536,139
ソフトウェア	73,577	(純資産の部)	
その他	10,635	株主資本	2,582,997
投資その他の資産	95,195	資本金	455,997
投資有価証券	1,030	資本剰余金	540,425
関係会社株式	10,000	資本準備金	540,425
破産更生債権等	2,653	利益剰余金	1,716,546
長期前払費用	1,589	利益準備金	5,812
敷金及び保証金	35,109	その他利益剰余金	1,710,734
繰延税金資産	47,365	別途積立金	4,367,000
その他	100	繰越利益剰余金	△2,656,265
貸倒引当金	△2,653	自己株式	△129,972
		純資産合計	2,582,997
資産合計	3,119,137	負債純資産合計	3,119,137

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成23年 3月 1日
至 平成24年 2月 29日)

(単位：千円)

科目	金額	
売 上 高		3,133,978
売 上 原 価		1,005,471
売上総利益		2,128,507
販売費及び一般管理費		1,748,856
営 業 利 益		379,651
営業外収益		
受 取 利 息	316	
受取手数料	3,000	
受取賃貸料	1,440	
助成金収入	3,063	
そ の 他	3,624	11,444
営業外費用		
違 約 金	524	
自己株式取得費用	1,259	
そ の 他	11	1,796
経 常 利 益		389,299
特別損失		
固定資産除却損	387	
減損損失	19,517	
固定資産臨時償却費	78,140	
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	3,275	101,320
税引前当期純利益		287,979
法人税、住民税及び事業税	2,003	
法人税等調整額	△84,857	△82,854
当期純利益		370,833

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成23年3月1日
至 平成24年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本 剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
				別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成23年2月28日残高	455,997	540,425	540,425	5,812	4,367,000	△3,027,099
事業年度中の変動額						
当期純利益	—	—	—	—	—	370,833
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	370,833
平成24年2月29日残高	455,997	540,425	540,425	5,812	4,367,000	△2,656,265

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	
	利益剰余金合計			
平成23年2月28日残高	1,345,713	△22	2,342,113	2,342,113
事業年度中の変動額				
当期純利益	370,833	—	370,833	370,833
自己株式の取得	—	△129,949	△129,949	△129,949
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	370,833	△129,949	240,884	240,884
平成24年2月29日残高	1,716,546	△129,972	2,582,997	2,582,997

(注) 記載金額は、千円単位未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 38～50年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

5. 計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用

当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。

これにより、当事業年度の営業利益、経常利益がそれぞれ4,029千円減少し、税引前当期純利益が7,305千円減少しております。

(2) 表示方法の変更

（貸借対照表関係）

投資その他の資産の「繰延税金資産」は金額的重要性が増したため、区分掲記することとしました。なお、前事業年度は投資その他の資産の「その他」に2,785千円含まれております。

（損益計算書関係）

営業外収益の「受取賃貸料」は金額的重要性が増したため、区分掲記することとしました。なお、前事業年度は営業外収益の「その他」に1,440千円含まれております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	380,463千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
(1) 短期金銭債権	1,995千円
(2) 短期金銭債務	4,265千円
(3) 長期金銭債務	10,000千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

783千円

販売費及び一般管理費

22,411千円

営業取引以外の取引による取引高

4,440千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	275	1,700,000	—	1,700,275

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

取締役会決議による自己株式取得による増加

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

賞与引当金	48,030千円
繰越欠損金	78,301千円
その他	14,746千円
小計	141,078千円
評価性引当額	△813千円
合計	140,265千円

繰延税金資産（固定）

繰越欠損金	1,138,417千円
資産除去債務	2,746千円
減価償却超過額	46,698千円
その他	20,240千円
小計	1,208,102千円
評価性引当額	△1,160,736千円
合計	47,365千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	40.2%
評価性引当額の増減額	△71.4%
役員賞与損金不算入額	1.3%
交際費	0.4%
住民税均等割	0.8%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△28.8%

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率等が変更されることとなりました。

これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、従来の40.2%から平成25年3月1日に開始する事業年度から平成27年3月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.6%に、平成28年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.2%となります。

なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の繰延税金資産及び法人税等調整額に与える影響額はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	80円	87銭
1 株当たり当期純利益	11円	19銭

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年9月1日付けで従来の適格退職年金制度から確定拠出年金制度へ全面的に移行しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

該当事項はありません。

3. 退職給付費用の内訳

確定拠出年金掛金	11,842千円
----------	----------

減損損失に関する注記

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
東京都品川区	食らいふナビ用ソフトウェア	ソフトウェア

当社は管理会計上区分している地域区分に基づき資産のグルーピングを行っております。その中でモバイルサイトとして運営しておりました「食らいふナビ」については、当社子会社の顧客資産との連携により、より効果的な事業展開が見込めると判断し、当社による当該サイトの運営を休止し、子会社にて別途、新規に事業展開を推進することとしました。当該サイトに係る資産については売却を見込めないため、帳簿価額全額を減損損失といたしました。減損損失の内訳は以下のとおりであります。

ソフトウェア	19,517千円
計	19,517千円

資産除去債務に関する注記

当社は、本社及び営業拠点の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸契約に関する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

独立監査人の監査報告書

平成24年4月6日

株式会社アルバイトタイムス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷津良明 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルバイトタイムスの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保する体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年4月9日

株式会社アルバイトタイムス 監査役会

常勤監査役	杉 本 雄 二 ㊞
監 査 役(社外監査役)	清 水 久 員 ㊞
監 査 役(社外監査役)	重 泉 良 徳 ㊞

(注) 監査役清水久員及び監査役重泉良徳は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき3円

総額 95,810,922円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年5月30日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 4,367,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 4,367,000,000円

第2号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（3名）は任期満了となります。つきましては、経営の一層の強化を図るため、取締役を1名増員して、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かきうち やすはる 垣内 康晴 (昭和38年7月9日生)	昭和61年3月 当社入社 平成12年3月 当社管理部部長 平成13年3月 当社経理部部长 平成15年12月 当社管理本部長 平成16年5月 当社取締役管理本部長 平成18年3月 当社取締役管理本部・人事本部管掌 平成19年2月 当社代表取締役社長（現任）	219,900株
2	ほった よしひろ 堀田 欣弘 (昭和40年1月28日生)	平成2年4月 当社入社 平成12年7月 当社東京支社長 平成13年5月 当社取締役 平成14年3月 当社取締役東京本部長 平成14年6月 当社取締役東京本部長兼静岡本部長 平成15年3月 当社取締役営業本部長 平成19年3月 当社管理本部管掌 平成19年5月 当社取締役管理本部管掌 平成21年5月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社リンク 代表取締役社長（現任）	198,714株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	木幡 仁一 (昭和32年12月8日生)	平成5年5月 税理士登録 有限会社木幡会計事務所取締役 平成13年9月 特定非営利活動法人中小企業アイ ティイー化支援協会理事(現任) 平成14年5月 当社取締役(現任) 平成19年6月 有限会社木幡会計事務所代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 有限会社木幡会計事務所 代表取締役(現任)	38,400株
4	※ 竹内 一浩 (昭和39年7月14日生)	昭和59年10月 当社入社 平成19年3月 当社営業本部長 平成21年3月 当社DOMO事業本部長 平成23年3月 当社DOMO事業部長兼経営企画 部長 平成24年3月 当社事業統括本部長(現任)	6,800株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者堀田欣弘氏は、株式会社リンクの代表取締役社長を兼務しておりますが、同社は当社100%出資の子会社であるため、特別の利害関係はありません。
3. 木幡仁一氏は社外取締役候補者であり、当社の社外取締役に就任して10年であります。また、当社は株式会社大証証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 社外取締役候補者とする理由及び社外取締役との責任限定契約について
 (1)社外取締役候補者とする理由について
 社外取締役候補者木幡仁一氏は、税理士・経営コンサルタントとして、客観的かつ公正な立場から企業経営を評価・支援する役割に精通していることから社外取締役候補者とするものであります。
 (2)社外取締役との責任限定契約について
 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第31条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である木幡仁一氏は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額となります。
5. ※は新任の取締役候補者であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役清水久員氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

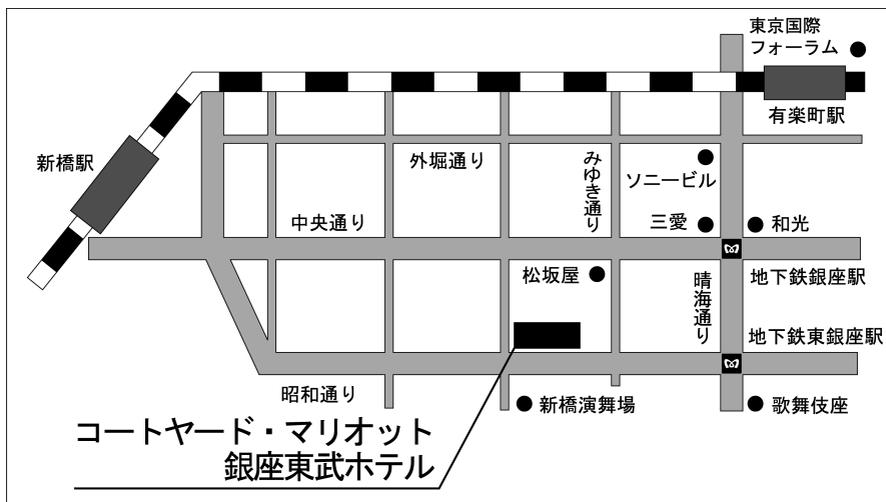
氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
しみず よしかず 清水久員 (昭和38年3月11日生)	昭和60年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 平成1年2月 公認会計士登録 平成3年8月 株式会社社長銀総合研究所入社 平成5年8月 株式会社社長銀総研コンサルティング出向 平成10年1月 清水公認会計士事務所所長（現任） 平成10年5月 税理士登録 平成16年5月 当社監査役（現任）	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 清水久員氏は社外監査役候補者であり、当社の社外監査役に就任して8年であります。
3. 社外監査役候補者とする理由及び社外監査役との責任限定契約について
(1) 社外監査役候補者とする理由について
当社における会計・税務の監査を外部の専門家の視点により、充実させるためであります。
(2) 社外監査役との責任限定契約について
当社は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第42条において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外監査役候補者である清水久員は、当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金1,000万円と法令で定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区銀座六丁目14番10号
コートヤード・マリオット 銀座東武ホテル 3階 龍田
TEL 03-3546-0111



※交通のご案内

■地下鉄（日比谷線・浅草線）東銀座駅A1 又はA4 出口より徒歩3分

■地下鉄（丸ノ内線・銀座線）銀座駅A3 出口より徒歩5分

※誠に勝手ではございますが、駐車場が手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。